

立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例 逐条解説

前文

一人ひとり、それぞれが異なり、かけがえのない大切な存在である。どのような人に対しても、孤立や排除があってはならない。

しかしながら、これまでの日本の社会においては、集団性や画一性が優先され、みんなにあわせること、みんなと同じであることが良いという価値観が根強く存在してきた。その結果、誰もがもつそれぞれの個性やかがやきが否定されやすく、集団の枠になじまない人、とりわけ障害のある人は、地域社会から排除されやすい状況が続いてきた。このような社会のありようは、一人ひとりの人格や個性を否定し、全ての人を不自由にするものである。

私たち市民は、このような地域社会のありようを変えようと、障害の有無、障害の種別、民間や行政を問わず、地域の多様な関係者が協働して、努力を続けてきた。その精神を引き継ぎ、誰もが暮らしやすいまちをつくるための取組をさらに進めていく。

障害は、個人の問題として捉えられてきたが、社会との関係性で生じるものであり、地域社会を構成する全ての人の問題である。機能的な障害も、生まれつきのものでなく、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものである。障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることであり、私たち市民一人ひとりが日々取り組むべき課題である。

私たち市民は、多様性を認める地域社会こそが、豊かな地域社会であると認識し、一人ひとりが異なることを前提に、お互いを大切にし、認め合い、尊重し、誰もがかがやけるまちを目指す。

そのために、立川市障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例をここに制定する。

【趣 旨】

本前文は、条例制定の理念や目的を明確にするために設けたものである。本条例が、障害のある人にとっても障害のない人にとっても、共に暮らしやすいまちを実現するために策定されたものであることが明らかにされている。

【解説】

誰にでも、得意なものがあれば、苦手なものがある。どのような苦手なことがあっても、誰もが、かけがえのない大切な存在である。

これまで「障害」は、個人の問題として捉えられ、病気、外傷その他の健康上から直接に生じるものであって、個別的な治療の対象と考えられてきた（このような考え方は「個人モデル（医学モデル）」と呼ばれる。）。それゆえ、保健政策の対象として、障害のある人が社会から隔離をされるようなことも多く存在していた。

戦後の日本社会においても、特に高度経済成長期以後、集団性や画一性が重視されるようになり、とりわけ障害のある人は、集団に適さない人とみなされがちで、あくまで保護の対象として捉えられ、地域社会に参加することが困難な状況が続いてきた。

しかしながら、「障害」は、個人の問題ではない。その多くが社会との関係性によって作り出された問題である（このような考え方は「社会モデル」と呼ばれる。）。その人がもつ能力の発揮が、社会が作り出した常識、観念、環境などによって妨げられている状態を障害として捉えるべきである。そして、障害は社会が作り出した問題である以上、それはその社会及び社会を構成する一人ひとりが解決に向けて取り組まなくてはならない。

そもそも、心身機能の制約は、病気、事故、加齢などによって誰にでも起こりうるものであって、心身機能の制約を理由に、社会参加が制約されるのであれば、それは誰にとっても生活がしにくい社会となろう。

本市では、後述するとおり、障害の有無、民間、行政の枠を超えて、地域の多様な関係者が協働して、誰もが暮らしやすいまちをつくるための取組みを行ってきた。

本前文では、これまでの本市の取組をさらに推し進めるべく、本条例の前提となる考え方を明らかにした。具体的には、①本条例では、障害は個人の問題ではなく地域社会全体の問題であるという立場に立つこと、②本条例は、障害のある人のためだけにあるものではなく、障害の有無にかかわらず誰にとっても有益になることを前提としていること、③誰もが、お互いを大切にし、苦手なことを補い合い、得意なことを認め合う地域社会こそが、豊かな地域社会であることが明らかにされている。

【立川市の経過】

本市では、障害のあるなしに関わらず全ての市民にとって利益となる活動が、障

害のある人と地域住民との協働により展開され、本市がそれを後押ししまちを作ってきた経緯がある。例えば、JR立川駅のエレベーターは、構想当初は駅舎の奥に設置される予定だったが、昭和56年に「障害者のための特別なエレベーターではなく、いつでも、誰でも、自由に使えることを目指して」始まった障害のある人たちによる運動がきっかけとなり、それに共感した様々な立場の市民の取り組みにより、17年の歳月をかけて現在の場所に完成をみた。その他、地域で住み続けたいという障害のある人の思いが地域を変えてきた例が多々ある。

障害のある人にとって暮らしやすいまちは、障害のない人にとっても暮らしやすいまちである。本市では、地区ごとに地域福祉コーディネーターを配置し障害のあるなしに関わらず地域の人と一緒にまちづくりを行う仕組みを作り、地域で暮らす重度の障害のある人のための24時間ヘルパー派遣や知的障害のある人の外出支援に取り組むなど、様々な市民にとって暮らしやすいまちの実現に向け発展を続けている。

第1章 総則（第1条～第5条）

（目的）

第1条 この条例は、障害の理解及び差別の解消に関して基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務及び役割を明らかにするとともに、誰もが地域社会の一員として尊重されることにより、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくることを目的とする。

【趣 旨】

本条は、本条例の制定目的を明らかにしたもので、条例を解釈し、運用する場合の基本となるものである。

【解 説】

障害のある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害のある人固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、「障害者の権利に関する条約」（以下「障害者権利条約」という。）が平成18年12月に国連で採択された。我が国は、平成19年9月に障害者権利条約に署名し、その後「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」という。）の成立、障害者雇用促進法の改正など国内法が整備され、平成26年1月に障害者権利条約を批准した。障害者権利条約

は、障害に基づくあらゆる差別（合理的配慮の否定を含む。）を禁止し、障害のある人が社会に参加し包容されることを促進することなどを定めている。

本市では、平成 27 年度から始まる新たな 10 年間の市政運営の方針を定めた第 4 次長期総合計画の中で「ともに見守り支えあう、安心して健やかに暮らせるまち」がまちづくりの方向性の一つとして掲げられている。障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくるということは、その理念を実現することに合致している。

障害の理解、差別の解消に関しての基本理念とは、本条例第 3 条各項に掲げる基本理念を指す。また、市の責務は第 4 条に、市民及び事業者の責務は第 5 条に定めた。

（用語の定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

【趣 旨】

本条は、本条例における用語について、その意味を明確にし、解釈に疑義が生じないように定めた。

(1) 障害 心身の機能と社会的障壁との相互作用により、継続的に日常生活又は社会生活に制約があること。

【解 説】

障害は、個人の心身の機能によって生じるものではなく、その人に対する態度及び環境といった社会的障壁（第 3 号解説参照）との間の相互作用によって生じるものであって、そのことによって継続的に日常生活又は社会生活に制約がある状態であると考えられている。

この障害の概念については、障害者権利条約で明らかにされているところであるが、本条例の理念を理解するうえで重要であることから、本市でも、前文を含め、障害の概念を明記することとした。

本条例では、障害のある人を「障害者」として規定するのではなく、「市民」が日常生活や社会生活に継続的な制約を受けている場合において、その状態を「障害」と定義している点に特徴がある。

障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちを作っていくためには、障害の捉

え方を「社会モデル」（社会の中にある障害）に置いていくことが重要である。

【参考条文】

障害者権利条約

（目的）

第1条 この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的とする。

障害者には、長期的な身体的、精神的、知的又は感覚的な機能障害であって、様々な障壁との相互作用により他の者との平等を基礎として社会に完全かつ効果的に参加することを妨げ得るものを有する者を含む。

障害者差別解消法

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2)～(7) （略）

(2) 差別 障害を理由として、不利益な取扱いをすること及び合理的配慮を怠ることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること。

【解説】

差別の定義について、障害者差別解消法では、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別としている。障害者権利条約においても第2条で、障害のある人に「合理的配慮」をしないことは差別にあたるとしている。

これに対し、本号では「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律Q&A集」問10-4とその答えを踏まえ、「不利益な取扱いをすることにより、障害のある人の権利利益を侵害すること」又は「合理的配慮の提供をしないことにより、障害のある人の権利利益を侵害すること」を差別と定義している。

【参考条文等】

障害者差別解消法

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 (略)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 Q&A 集」問 10-4

問 10-4 差別禁止部会で議論された差別の4類型と本法で禁止される差別の関係は。また、差別禁止部会意見で示された「間接差別」や「関連差別」が規定されなかった理由如何。

(答)

1. 差別禁止部会で議論されたのは、「直接差別」「間接差別」「関連差別」「合理的配慮の不提供」の4類型であるが、本法においては、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を差別としている。
2. 「直接差別」に関しては、基本的には「不当な差別的取扱い」に含まれる。その上で、「間接差別」「関連差別」については、具体的にどのような事例が該当するのか必ずしも定かではなく、現時点で一律に判断することは困難であるため、具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえた上で対応することとしている。

(3) 社会的障壁 障害のある人が日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの

【解説】

「社会的障壁」とは、社会が障害のない人を中心として構築された結果、障害のある人が社会生活を営む上で、妨げとなっていること（物や建造物などのハード面のみならず、障害のない人を前提として形作られているルールや常識、慣行などのあらゆるもの）を意味している。

障害者差別解消法第2条第2号では、「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。」とあり、同じ趣旨である。

(4) 合理的配慮 障害のある人が他の人との平等を基礎として、全ての人権及び基本的自由を享受し、又は行使することを確保するためのもので、社会的障壁を取り除くために、その性別、年齢及び障害の状態に応じて配慮を行うこと。ただし、均衡を失するもの又は過度の負担を課すものは、除く。

【解 説】

合理的配慮とは、障害のある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くために、障害のある人の意向を尊重しながら、個別の状況に応じて行われる配慮をいう。障害者差別解消法は、障害のある人から「社会的障壁を取り除くために何らかの対応が必要」という意思が伝えられた時に、双方の建設的対話（一方通行ではなく、それぞれが持っている情報や意見を伝えあい、そのうえで、何ができるのかをお互いに考えて話し合っていくことをいう。以下同じ。）により負担が重すぎない範囲で必要かつ合理的な対応をすることを求めている。

障害者差別解消法第5条にあるように、施設におけるバリアフリー化や情報の取得・利用・発信のためのアクセシビリティの向上など、不特定多数に対して事前に行われる措置・対応については、合理的配慮を的確に行うための環境の整備として実施に努めることが求められる。なお、この環境の整備には、職員に対する研修等のソフト面の対応も含まれる。

その上で、合理的配慮は、個々の障害のある人に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障害（社会的障壁）の状態等が変化することもあるため、特に、障害のある人との関係性が長期にわたる場合には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要となる。

具体的には、○物理的環境への配慮、○意思疎通の配慮、○ルール・慣行の柔軟な変更などがあげられる。

ただし、合理的配慮は、社会的障壁を取り除くに当たって、その実施に伴う負担が過重でない場合に行われるものである。過重な負担か否かを判断する際の要素として、①事務・事業への影響の程度 ②実現可能性の程度（物理的・技術的制約、人的制約など）③費用・負担の程度 ④事務・事業規模 ⑤財政・財務状況 が例示されている。過重な負担については、個別の事案ごとに、上記の要素等を考慮し、

具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。過重な負担に当たると判断した場合は、障害のある人にその理由を説明し、理解を得るよう努めることが求められる。

前述したように、合理的配慮は、障害の特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものである。さらに合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人の性別、年齢、状態等に配慮が必要となる。

障害者権利条約第6条第1項では、「締約国は、障害のある女子が複合的な差別を受けていることを認識するものとし、この点に関し、障害のある女子が全ての人権及び基本的自由を完全かつ平等に享有することを確保するための措置をとる」と規定されている。障害者差別解消法第6条第1項に基づき策定された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」においても触れられているが、障害のある人が女性である場合、障害及び女性であることによりさらに複合的に困難な状況に置かれている場合があることに留意しなければならない。また、障害のある児童には、そのライフステージの特性に対応し、障害のある成人とは異なる支援を行う必要性があることに留意しなければならない。

【参考条文】

障害者基本法

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 (略)

障害者差別解消法

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第5条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

(行政機関等における障害を理由とする差別の禁止)

第7条 (略)

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 (略)

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(5) 市民 市内に在住し、在勤し、又は在学する者

(6) 事業者 市内において事業活動を行う全ての者（市を除く。）

【解説】

「市民」とは、立川市内に住む個人、立川市内の事業所等に勤務する個人、立川市内の学校等に在学する個人を指す。

「事業者」とは、立川市内において商業その他の事業を行う全ての者を指す。事業の分野や目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同種の行為を反復継続する意思をもって行う者であり、個人事業者や対価を得ない無報酬の事業を行う者も対象となる。また、市内にある行政機関等（国の府省庁、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人をいう。）についても、この「事業者」の中に含まれる。

(基本理念)

第3条 市、市民及び事業者は、障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくるため、多様性を認めたくえで、お互いがその人格及び個性を尊重しなければならない。

2 市、市民及び事業者は、差別の多くが障害及び障害のある人に対する誤解、偏見その他の理解不足から生じていることを踏まえ、障害及び障害のある人に対する理解を広める取組を推進しなければならない。

3 市、市民及び事業者は、社会的障壁の除去及び合理的配慮の提供が障害の有無にかかわらず全ての市民にとって有益であることを認識し、誰もが暮らしやすいまちをつくるため、相互に協力しなければならない。

【趣 旨】

本条は、本条例に基づいて障害を理由とする差別を解消する施策を進めていく際に拠り所とすべき基本的な考え方を示したものである。

【解 説】

障害のある人は、本人の意向とは関係なく施設及び病院への入所や入院を強いられたり、十分に社会参加したくてもできないような環境に置かれてきた。「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまち」とは、そのような環境に置かれてきた障害のある人が積極的に参加・貢献していくことができ、障害のない人もそれを十分に理解し協力をすることができるまちである。共に暮らしやすいまちをつくることは、相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様なあり方を相互に認め合える社会につながる。

障害のある人もない人も暮らしやすいまちを実現するためには、障害を、障害のある人だけの問題としてではなく、すべての人の問題として認識することが重要である。人は誰もが、自分の不得手なところを何らかの形で補い、得意な部分で他の人や社会に貢献しながら暮らしている。病気や加齢など様々な原因によって、不得手な部分が拡大することや社会生活に制限を受けることは誰にでもあり得ることで、不得手な部分の多寡で人を差別することはあってはならない。多様性を認めることは、自らも認められることであり、互いの違いを理解し、尊重することが重要である。

差別の多くは、障害に関する理解の不足から起こるものである。このため、市民や事業者の理解を深めるため、障害理解に関する取組を進めることが必要である。

前文にあるように障害のある人が暮らしやすいまちをつくることは、誰もが暮らしやすいまちをつくることにつながる。障害を理由とする差別を解消するためには、合理的配慮の提供等を通して、協力し合う関係が地域社会のすみずみまで浸透することが重要である。

【参考条文】

障害者基本法

(目的)

第1条 この法律は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、全ての国民が、障害の有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるため、障害及び障害のある人に対する理解を広め、差別を解消するための施策を実施しなければならない。

2 市は、市民及び事業者が行う基本理念を実現するための様々な取組に協力するため、必要な環境の整備に努めなければならない。

【解説】

「障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまち」とは、障害のある人となない人がともに支え合い、活かしあうことができるまちである。そのためには、社会的障壁を取り除くために必要な合理的配慮を提供することが必要になる。一方で、障害のある人にとっての社会的障壁は、障害のない人からは、見えづらいものであることが多い。また障害を理由とする差別の多くが、障害に関する理解不足のために

起きてしまう。したがって、障害と障害のある人についての理解を広め、差別を解消するための取組を市自ら率先して進めることを責務として定めた。

それと同時に地域社会において、相互理解の促進や合理的配慮の提供など基本理念を実現するための取組が行われやすくなるように、市がバリアフリー化や研修を実施するなどの環境の整備（障害者差別解消法第5条）を通じて、協力するよう努めることを規定した。

【参考条文】

障害者差別解消法

（啓発活動）

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

（市民及び事業者の責務）

第5条 市民及び事業者は、地域社会を構成する一員として、基本理念にのっとり、障害の有無にかかわらず誰もが暮らしやすいまちをつくるため、協力するよう努めるものとする。

【解 説】

誰もが暮らしやすいまちをつくるためには、市民や事業者の協力が必要である。それは、行政の施策が存在していても、それを意識し行動化する努力は、市民や事業者にかかっているからである。まちの中で出会う人々を、自分には関係のない人と捉えるのではなく、地域社会の一員であると捉えて、互いに協力していくことが求められる。実際にまちの中では、協力的な場面が見られ、互いに思いやりのある言葉かけが行われている。一方で公共車両の同乗者から「邪魔扱い」されることや、「差別的発言」が見られる場合もある。この条文は、市民一人ひとりが、事業者が、対話を始め経験を積み重ねていくこと、知らない・分からないことを拒否するのではなく、知ろう・分かろうと努力していくことが大切であることを規定したものである。

第2章 差別の禁止 (第6条)

(差別の禁止)

第6条 何人も、障害のある人に差別をしてはならない。

【趣 旨】

本条は、障害者基本法第4条第1項及び第2項の確認規定である。

【解 説】

本条は、第2条第2号で触れた障害を理由とする「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を禁止する規定である。

「何人」とは、すべての人のことをいう。いかなる人であっても障害を理由とする差別は許されないことを明示している。「何人」には、障害のない人のみならず、障害のある人も含まれ、また、事業者などの法人も含まれる。

障害は、個人の問題として治さなくてはならないという個人モデル(医学モデル)として考えられてきたため、障害のある人は暮らすこと、学ぶこと、働くことなど全てにおいて、障害のない人と分けられてきた。そのことで、障害のある人とない人との間に互いの理解が不足した状況が生み出された。理解不足から「差別」が生まれ、障害のある人とない人の中には隔たりができてしまった。

社会が変化し、障害は社会との間で生ずるという社会モデルの考えが主流となり、平成18年には国連で、「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」(英語: Nothing About Us Without Us) というスローガンを掲げ、障害のある人の視点から作られた「障害者権利条約」が採択された。

平成25年6月には、「障害者差別解消法」が制定され、平成28年4月に施行された。この障害者差別解消法は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。そのような社会は、障害のある人にとってこれまで強く望んできたことであり、「差別されることなく、一人の人として認められるのだ」という一点の光となった。

しかし、現状をみると障害を理由とした排除や偏見は今なお存在しており、障害を理由とした差別の解消に向けて皆が努力していかななくてはならない。

不当な差別的取扱いについて、具体的には以下のような事例が考えられる。合理的配慮の具体的事例については、第3章以降で述べる。

- 保健及び医療に係る事業者が、障害を理由として、保健及び医療分野のサービスの提供を不当に拒否、制限すること、又はサービスの提供に際して不当に条件を付すこと、その他不当に他の者と異なる取扱いをすること。
- 介護及び福祉に係る事業者が、障害を理由として、介護及び福祉分野のサービスの提供を不当に拒否、制限すること、又はサービスの提供に際して不当な条件を付すこと、障害のある人の意思に反して介護及び福祉サービスの利用を強制すること。
- 交通に係る事業者が、身体障害者補助犬法に基づく盲導犬や聴導犬、介助犬の帯同を理由として乗車を拒否すること。
- 障害を理由として、社会教育施設やスポーツ施設、文化施設、商業施設等それらのサービスを利用させないこと。

なお、令和4年の条例改正により、第3章以降の事業者に関する規定のうち、「必要な措置を講ずるよう努めるものとする。」などの文言が「必要な措置を講ずるものとする。」などと改められた。これは、事業者による合理的配慮の提供も努力義務にとどまらず法的義務であると解すべきという観点から、改正がなされたものである。

【参考条文】

障害者基本法

(差別の禁止)

第4条 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。

2 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによつて前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない。

3 (略)

第3章 合理的配慮等（第7条～第17条）

（保健及び医療に関する合理的配慮等）

第7条 市は、障害のある人及びその家族が必要な医療、健康診査等を受けられるよう、保健、医療及び福祉に関係する事業者と連携し、必要な支援を行うものとする。

2 市は、障害のある人の保健事業を円滑に実施するため、必要な措置を講ずるものとする。

3 保健及び医療に関係する事業者は、従事者に対して、障害に対する理解を深めるため、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

本条例では、合理的配慮等について多くの条文を割いている。障害のある人が地域で生活していく上で特に重要で、合理的配慮等の一層の促進が必要と考えられる分野について規定した。

【趣 旨】

市が行う保健事業において、障害を理由に参加できないことのない仕組みを整備し、必要な医療、健康診査等を受けることができ、障害のある人もない人も生き生きと安心して生活を送ることができるように支援の充実を図るということを定めた。

【解 説】

第1項及び第3項の「保健、医療に関係する事業者」とは、健康診査や生活習慣病予防、健康教室、予防接種などのような健康の保持増進を図るための事業を実施する者、病院、診療所、助産所、薬局、訪問看護ステーションなどの患者等に対し直接医療を提供する者などが挙げられる。なお、これ以外にも障害のある人及びその家族に対してこれらに準ずる行為をする者についても含む。

第2項の「保健事業」とは、例えば健康診査や生活習慣病予防、健康教室、予防接種などのように健康の保持増進を図るための事業をいう。

障害のある人が安心して医療を受けるためには、医療に従事する者が、障害や障害特性を理解していることが必要であり、事業者は、従事者に対して、障害の理解を深めるための研修を実施するよう努める必要がある。また、障害のある人の家族が自身の健康診査を後回しにしているという現実、なかなか病院に行けないという現実がある。平成24年には本市において、母親が自宅で病死し、障害のある子が衰

弱して亡くなるという事件があった。障害のある人及びその家族が医療、健康診査等を受診しやすくするよう、市は保健・医療その他の関係者とともに連携していく必要がある。

「その家族」とは、障害のある人と居住を共にし、障害のある人とともに日常生活を営む集団を指す。親族であっても遠方に居住している人までは含まない。

【参考条文】

障害者基本法

(医療、介護等)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者が生活機能を回復し、取得し、又は維持するために必要な医療の給付及びリハビリテーションの提供を行うよう必要な施策を講じなければならない。

2 (略)

3 国及び地方公共団体は、障害者が、その性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じ、医療、介護、保健、生活支援その他自立のための適切な支援を受けられるよう必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

5 国及び地方公共団体は、医療若しくは介護の給付又はリハビリテーションの提供を行うに当たっては、障害者が、可能な限りその身近な場所においてこれらを受けられるよう必要な施策を講ずるものとするほか、その人権を十分に尊重しなければならない。

6及び7 (略)

(福祉サービスに関する合理的配慮等)

第8条 市（指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）を含む。以下この条において同じ。）及び福祉に係る事業者は、支援又はサービスの提供にあたっては、障害のある人の意思並びに人格及び個性を尊重するものとする。

2 市は、障害のある人が自らの決定に基づき、身近な場所で相談を受けられるようにするため、事業者との連携により、様々な相談に対応する体制を整備するものとする。

3 市及び福祉に係る事業者は、障害のある人が地域で生活を営むため、障害に対する理解及び障害のある人の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、福祉サービスや生活支援に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

福祉サービスや生活支援は、市や福祉に関係する事業者が中心となってこれを担う。

「福祉に関係する事業者」とは、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定された社会福祉事業を実施する者、及びこれ以外にも障害のある人及びその家族に対してこれらに準ずる行為をする者についても含む。

福祉に関係する事業者は、障害のある人の最も身近な支援者である。そのため、他の事業者以上に、本条例の理念や目的、内容を十分に理解して支援又はサービスの提供を行わなければならない。

第 1 項は、支援又はサービスの提供に当たって重要となる意思並びに人格及び個性の尊重について規定したものである。本項であえて「意思並びに人格及び個性」の尊重を定めたのは、福祉サービスが支援者の都合で支援又はサービスの提供が行われがちであることによる。「意思」の尊重とは、単に明示された意思のみならず、分かりやすい情報提供に基づいた意思決定支援が行われることを前提としている。

また、「人格及び個性」の尊重とは、それぞれを厳密に定義づけることは困難であるが、単にその人の心身機能の制約だけを捉えるのではなく、一人の人間として、その人の持つ特有の性質や特性、特徴、人柄などを尊重することを意味する。福祉サービスに関する合理的配慮等は、障害のある人の意思並びに人格及び個性を尊重してなされなければならない。そのために、市や福祉に関係する事業者は、障害特性に関する正しい知識や理解を深めること、わかりやすい情報提供に基づいた意思決定の支援を行うこと、相互の対話に基づいた配慮に努めることなどが求められる。

例えば、通所施設において、障害の特性に応じた休憩時間の調整などのルール、慣行を柔軟に変更することや、サービス利用において絵カード等を使ってわかりやすく説明することなどが挙げられる。

第 2 項は、障害のある人にとって、日常生活を営む上で相談できる体制が身近にあるということは非常に重要なことであることから、多様な相談に対応する相談支援体制の整備、成年後見制度その他の権利擁護のための施策の整備、その他制度が適切に行われるための体制の整備について、市の義務を規定したものである。障害

のある人が必要とする情報を提供し又は支援を適切に行うためにも、事業者との連携により相談体制を整備することが必要となる。本市では、自立支援協議会において、障害のある人を支える障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉に関するシステムづくりについて、関係機関との協議、検討を継続して行っている。

第3項は、意思並びに人格及び個性の尊重に基づいた支援又はサービスの提供を行うため、障害に対する理解及び障害のある人の家族に対する支援に関して、必要となる研修に従事する職員、関係者に実施することを定めたものである。

【参考条文】

障害者基本法

(相談等)

第23条 国及び地方公共団体は、障害者の意思決定の支援に配慮しつつ、障害者及びその家族その他の関係者に対する相談業務、成年後見制度その他の障害者の権利利益の保護等のための施策又は制度が、適切に行われ又は広く利用されるようにしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に総合的に応ずることができるようにするため、関係機関相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を図るとともに、障害者の家族に対し、障害者の家族が互いに支え合うための活動

(教育に関する合理的配慮等)

第9条 市は、障害の有無にかかわらず、全ての児童及び生徒が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある児童及び生徒が個々に応じた教育を受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、児童及び生徒並びに保護者に対し、障害について正しく理解するため、必要な知識を提供するものとする。

3 市は、教職員が障害に対する理解及び特別支援教育の理解を深め、並びに児童及び生徒間の相互理解の促進に関する専門性を高めるため、必要な研修を実施するものとする。

4 市は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する特別支援学校と立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める市立学校との連携及び交流を推進するよう努めるものとする。

5 教育活動を行う事業者は、障害のある幼児、児童及び生徒に対し、個々に応じた教育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、教育に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

全ての子どもの健全な育ちにおいて、多様な他者とかかわり関係の作り方を学ぶこと、生活体験を豊かにし、自己を知り他者を知る機会を増やしていくこと、すなわち、育ち合うという体験をすることは必要不可欠なものである。

そのために、教育はとても重要な役割を担っている。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい社会を作るためには、学校教育における排除の撤廃、すなわち共に学ぶことのできる仕組みづくり（インクルーシブ教育システム）が必要となる。その実現のための条件として、一般的な教育制度から排除されないこと、必要な教育環境が整備され教育の機会が与えられること、合理的配慮が提供されることなどが掲げられている。

その観点で、本条では「個々に応じた教育」と表現している。

「個々に応じた教育」を行うには、教育の目的を踏まえ、子どもの特性と、学習手段及び内容とを勘案することが必要である。

具体的には、子どもの学力・学習時間・学習スタイル・興味関心・生活経験や、認知的・心理的・身体的・社会的発達の状態といった要因及び、学校の学習環境・社会的環境（制度など）・地域的環境（歴史・地理・文化・産業）・家庭的環境（親の教育理念・方針、思想信条・文化等）といった要因をもとに、子どものニーズを規定するものである。また、子どものニーズと、教育に対する親のニーズ、社会のニーズ、地域のニーズとは分けて考える必要がある。

個別のクラス運営のみならず、学校内及び学校間の連携や交流を推進する際にも、どのような課題があるのかを見逃さずに、また課題が生じている原因を障害のある子どもに帰することなく、社会モデルに基づいた障害理解と、一人ひとりの子どもの個性を大切にしたい関わり方、子どもたちが自ら課題解決をしていけるように関わるといふ、教職員の専門性が求められる。

なお、本条は、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する幼稚園、小学校及び中学校を対象としたものである。第 1 項から第 4 項は、同法第 2 条の規定のうち市が設置した小学校及び中学校について規定し、第 5 項は市以外の設置による公立及び私立学校について規定している。

【参考条文】

学校教育法

（学校の範囲）

第 1 条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

（学校の設置者）

第 2 条 学校は、国（国立大学法人法（平成 15 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む。以下同じ。）、地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人（以下「公立大学法人」という。）を含む。次項及び第 127 条において同じ。）及び私立学校法（昭和 24 年法律第 270 号）第 3 条に規定する学校法人（以下「学校法人」という。）のみが、これを設置することができる。

2 この法律で、国立学校とは、国の設置する学校を、公立学校とは、地方公共団体の設置する学校を、私立学校とは、学校法人の設置する学校をいう。

【参考資料】

議論の整理 平成 27 年 9 月障害者政策委員会 より

「文部科学省」

インクルーシブ教育システムとは、障害者権利条約や障害者基本法にあるとおり、障害のある者が、その能力等を最大限に発達させ、自由な社会に効果的に参加できることを可能とするとの教育理念の下で、障害のある者とない者とが可能な限り共に教育を受けられるよう配慮することを意味すると理解している。

平成 24 年 7 月に公表された中教審初等中等教育分科会においても、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要であり、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが重要であること等が提言されている。

(保育に関する合理的配慮等)

第 10 条 市（指定管理者を含む。以下この条において同じ。）は、障害の有無にかかわらず、全ての乳幼児及び児童が共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある乳幼児及び児童が個々に応じた保育を受けることができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 保育に関係する事業者は、障害のある乳幼児及び児童に対し、個々に応じた保育が受けられるようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

3 市及び保育に関係する事業者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条第 1 項に規定する保育所、立川市学童保育所条例（昭和 42 年立川市条例第 41 号）第 1 条に規定する学童保育所その他これに準ずる施設の職員に対し、障害に対する理解並びに障害のある乳幼児及び児童の家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、保育に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

人を信頼できる体験や自分には価値があると感じられる体験をすることは、肯定的な自己像の形成につながるため、とても重要である。一方で、できないことを蔑まれる体験や周囲から排除される体験をすることは、否定的な自己像の形成につながり、人格形成においても重大な影響を及ぼすものと考えられる。

すべての人が、できないことを何らかの方法で補い、できるところを伸ばすことで「その人らしさ」を作っていることを前提とし、個々の能力を補う方法・伸ばす方法を工夫することが、保育に関する合理的配慮の提供と言える。

第1項では、共に育ち合うというインクルーシブ教育の理念を採用し、市が必要な措置を講ずることについて定めたものである。個々に応じた保育の「個々に応じた」の意味は、教育について定めた第9条の解説に準じている。また、「児童」とあるが、保育所のみならず、学童保育も含まれるため記載している。

第2項は、第1項と同趣旨で保育に係る事業者について定めたものである。

第3項は、必要な研修の実施について定めたものである。障害理解のみならず家族支援についても明記したのは、従事する職員が、家族もまた障害＝社会的障壁を体験していることを理解し、子育て・親育ちを支援する具体的方法を行えるようにするためである。

(療育に関する合理的配慮等)

第11条 市は、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に生き、共に育ち合うことを基本とし、障害のある子どもがその身近な場所において療育その他これに関連する支援を受けられるよう、関係機関と連携し、必要な措置を講ずるものとする。

2 療育に関係する事業者は、障害のある子どもに対し、一人ひとりの障害の特性を適切に把握するとともに、子どもの成長及び発達に合わせてより効果的な手法を用いた療育を提供するものとする。

3 市及び療育に関係する事業者は、従事者に対し、障害に対する理解及び障害のある子どもの家族に対する支援に関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、療育に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

療育とは、心身機能の向上への働きかけと社会参加支援を行うものである。

本市では、発達状況に応じた療育を行う機関として、立川市ドリーム学園を運営している。療育は、子どもの心身の発達を支援すると同時に、親に対しても子どもへの理解やかかわり方の習得を支援するという、重要な役割を有している。適切な療育によって、子育て・親育ちが促進されるのである。

療育における合理的配慮の基本的な事項は、教育・保育に関する第9条・第10条と同様である。それに加えて、療育においては、個別性の高さから、「合理的配慮の提供対象となる事項」と「支援・指導・訓練・教育の対象となる事項」の見極めが難しい場合も少なくない。つまり、合理的配慮を提供して（日常生活や社会生活に参加する）能力を補った方が良い場合と、子ども自身が支援を受けながら努力して能力を獲得した方が良い場合とがあり、その見極めが難しいことから、合理的配慮の提供に際しては様々な関係者による総合的な検討が必要となる。

（雇用に関する合理的配慮等）

第12条 市は、障害のある人の雇用及び職場に定着することを促進するため、国等の行政機関と連携し、事業者に対する必要な支援を行うものとする。

2 事業者は、相談窓口の設置のみならず、障害のある人からの雇用及び雇用継続に関する相談への対応が適切に機能するよう努めるものとする。

3 事業者は、障害のある人となない人が相互に理解し、及び障害のある人が職場に定着するため、従事者に対して障害に対する理解を深めることに関して、必要な研修を実施するよう努めるものとする。

【趣 旨】

障害のある人が安心して暮らすためには、働くための環境の整備は不可欠である。本条は、その雇用に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

障害のある人の、「働きたい」、「働き続けたい」という意思に応じ、仕事を探すこと及び働き続けられる環境を整えるためには支援が必要な場合が多い。地域における就労を実現するためには、生活支援を含めて様々な人、また様々な機関による連携した支援と情報の共有が重要である。

そういった状況を踏まえ、第1項では、障害のある人の雇用及び職場定着の促進をするために、事業者に対して必要な支援を市が行うことを定めた。

平成28年4月に施行された改正障害者雇用促進法においては、事業主の障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供義務が規定されている。改正障害者雇用促進法に基づく「障害者差別禁止指針」と「合理的配慮指針」の中で、差別の禁止や合理的配慮の提供を進めていく上では、障害特性に関する正しい知識を取得し理解を深めること、個々の事情を有する障害のある人と事業主とが相互に理解し合うこと、が重要とされている。

以上から、第2項、第3項では、障害のある人からの相談に事業者が適切に対応すること、相互に理解し合うための研修を事業者が行うことについて規定した。なお、第3項の「研修」とは、一か所に集まる類の研修だけでなく、OJT（日常業務を通じた従業員教育）なども含む。

合理的配慮の具体例としては、

- 本人のプライバシーに配慮した上で、他の職員に対し、障害の内容や必要な配慮等を説明する。
- 本人の負担の程度に応じ、業務量等を調整する。
- 出退勤時刻・休暇・休憩に関し、通院・体調に配慮することなどが挙げられる。

【参考条文】

障害者基本法

(雇用の促進等)

- 第19条 国及び地方公共団体は、国及び地方公共団体並びに事業者における障害者の雇を促進するため、障害者の優先雇用その他の施策を講じなければならない。
- 2 事業主は、障害者の雇用に関し、その有する能力を正當に評価し、適切な雇用の機会を確保するとともに、個々の障害者の特性に応じた適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。
- 3 (略)

(公共的施設の利用に関する合理的配慮等)

- 第13条 市(指定管理者を含む。以下この条において同じ。)は、障害のある人の社会参加を促進するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設(車両等の移動施設を含む。以下「交通施設」という。)その他の公共的施設を円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 2 交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の社会参加を促進するため、当該公共的施設を円滑に利用できるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 3 前2項の場合において、市及び交通施設その他の公共的施設に係る事業者は、障害のある人の意見を聴くなど、建設的対話を行うものとする。

【趣旨】

本条は、公共的施設を円滑に利用するための合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

「公共的施設」とは、官公庁施設（市役所や図書館・福祉会館など）、交通施設（駅やバス停などの旅客施設及び鉄道やバス・タクシーなどの車両等）、その他病院、劇場、集会場、展示場、道路、公園、店舗などの不特定多数の人の利用に供する施設をいう。

「建物と他の建物との間の経路で段差が生じている」、「点字ブロックが途中でなくなっている」、「文字を読むことが苦手な人も分かるようなマークが十分に設置されていない」、など公共的施設を利用することに際して、多くの障害が生じている。そのため、第1項、第2項にて、円滑な利用のための規定を設けた。

特に交通施設の利用に際しては、合理的配慮が十分に提供されていない事例も多くみられている。障害のある人が円滑に利用できるよう乗降時の配慮や乗車スペースの確保などの体制の整備が求められる。

具体的には、

- 障害のある人が困っていると思われる時はまず声をかけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する。
 - 車いす使用者がバスに乗車する際、車内の利用者へ車いすスペースを空けてもらうよう車内案内により協力を依頼する。
 - 店舗等では、配架棚の高い所に置かれた商品やパンフレットなどを取って渡す。商品やパンフレットなどの位置をわかりやすく伝える。
- などが挙げられる。

第3項では、必要な設備等（多目的トイレ、スロープ、点字ブロック、誘導板など）の設置や対応を行う際には、障害のある人との建設的対話を重視し、円滑な利用につなげることを規定している。

【参考条文】

障害者基本法

(公共的施設のバリアフリー化)

第21条 国及び地方公共団体は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、自ら設置する官公庁施設、交通施設（車両、船舶、航空機等の移動施設を含む。次項において同じ。）その他の公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進を図らなければならない。

2 交通施設その他の公共的施設を設置する事業者は、障害者の利用の便宜を図ることによつて障害者の自立及び社会参加を支援するため、当該公共的施設について、障害者が円滑に利用できるような施設の構造及び設備の整備等の計画的推進に努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、前2項の規定により行われる公共的施設の構造及び設備の整備等が総合的かつ計画的に推進されるようにするため、必要な施策を講じなければならない。

4 (略)

(文化芸術活動、スポーツ及び生涯学習に関する合理的配慮等)

第14条 市（指定管理者を含む。）及び事業者は、障害のある人が円滑に、文化芸術活動、スポーツ及びレクリエーションを行うこと並びに生涯を通じて学習活動に参加することができるように、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、文化芸術活動やスポーツ、生涯学習などに参加する機会を提供するに当たっての合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

「文化芸術活動」とは、絵画や彫刻、音楽、文学、演劇など人間の感性を豊かにする知的かつ創造的な活動のことをいう。

「スポーツ」とは、遊戯、競争、肉体的鍛錬の要素を含む身体運動の総称のことをいう。

本条が定める「生涯を通じて学習活動」は生涯学習のことを指す。生涯学習とは、一般に、人々が生涯に行うあらゆる学習活動のことをいう。上記の文化芸術活動や

スポーツ活動のほか、広く社会で行われる教育、レクリエーション活動、趣味などが含まれる。例えば、地域学習館等で行われる講座などが挙げられる。

障害のある人も、文化芸術やスポーツ、生涯学習などに参加する権利を有する。しかしながら、障害のある人の中には、様々な社会的障壁により、これらの活動に参加することが困難な人も少なくない。本条は、障害のある人が、社会的障壁により、文化芸術やスポーツ、生涯学習などに参加することを断念することがないように、必要な合理的配慮を市及び事業者が提供することについて定めたものである。

【参考条文】

障害者基本法

(文化的諸条件の整備等)

第25条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に文化芸術活動、スポーツ又はレクリエーションを行うことができるようにするため、施設、設備その他の諸条件の整備、文化芸術、スポーツ等に関する活動の助成その他必要な施策を講じなければならない。

(情報保障等に関する合理的配慮等)

第15条 市（指定管理者を含む。）は、障害のある人に対し、情報を取得し、又は理解しやすくするため、意思疎通の支援を行う者及び機器を活用するなど、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、障害のある人にサービスを提供するに当たり、様々な工夫を用いて意思疎通を図り、又は情報をわかりやすく提供するものとする。

【趣 旨】

本条は、情報保障に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

「情報」は特定の障害のある人にとっての情報のみならず、情報一般を指す。

情報が保障されることは、障害のある人が主体的に生活するために、必要不可欠である。障害のある人の情報へのアクセスが障害のない人と同等に保障されるためには、情報を提供する側が障害のある人それぞれの特性を理解し、その特性に応じた配慮が必要になる。音声情報の把握が困難な状態を補うためには手話通訳や要約

筆記など、視覚情報の把握が困難な場合には音声媒体の活用、音声や言語での情報のやりとりや抽象的な物事のやりとりが難しい場合には図画の活用などが挙げられる。

第1項にある「情報を取得」は、情報にアクセスすることも含む。「意思疎通の支援を行う者」とは、コミュニケーションの仲介を行う手話通訳者などのことをいう。

第2項では、情報を保障することに関し、事業者が合理的配慮を提供することを定めている。具体的には、障害の特性に応じたコミュニケーション手段（メモ、代読・代筆、筆談ボード、手話ができるスタッフの配置、コミュニケーションを支援するアプリケーションソフトウェア等）を用いて対応することが挙げられる。

【参考条文】

障害者基本法

（情報の利用におけるバリアフリー化等）

第22条 国及び地方公共団体は、障害者が円滑に情報を取得し及び利用し、その意思を表示し、並びに他人との意思疎通を図ることができるようにするため、障害者が利用しやすい電子計算機及びその関連装置その他情報通信機器の普及、電気通信及び放送の役務の利用に関する障害者の利便の増進、障害者に対して情報を提供する施設の整備、障害者の意思疎通を仲介する者の養成及び派遣等が図られるよう必要な施策を講じなければならない。

2及び3 （略）

（住居に関する合理的配慮等）

第16条 市は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、福祉に係る事業者と連携し、障害のある人が自ら選択した地域の中で安心して生活を営むことができるよう必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、障害のある人及び障害のある人と同居する者の住居の確保において、市及び福祉に係る事業者と連携し、障害のある人が地域の中で安心して生活を営むことができるように、必要な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、住居に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

「事業者」とは、立川市内において、営利、非営利を問わず、住居に関わる事業活動を行う全ての者を指す。

憲法第 22 条において何人も公共の福祉に反しない限り居住移転の自由が保障されている。ところが、障害のある人は、障害の理解不足やその人がもつ心身機能への偏見から、自らが希望する場所で暮らすことが困難となっている現状がある。住む場所は、人が生活を営む上で欠かせないもののひとつであり、そのような障壁は除去されなければならない。また、障害者支援施設や病院等から地域生活への移行や自立した生活を営む環境整備を図る観点から、障害のある人の居住の場の確保も重要である。そこで、本市では、住居に関する合理的配慮の規定を明記することとした。

具体的には、障害への理解を進めるとともに住宅の確保に困っている障害のある人に対し、市営住宅における車椅子利用者住宅の設置や、居住支援協議会による入居支援の推進など施策の拡充と適切な運用が求められる。不動産仲介では、障害のある人の求めに応じて、バリアフリーの物件があるかどうかを確認することなどの合理的配慮の提供が求められる。民間共同住宅等では、障害のある人にとって、通行の妨げになるものを移動させたり、物件案内時に携帯スロープを用意したりするなどの合理的配慮の提供が求められる。

【参考条文】

障害者基本法

(住宅の確保)

第 20 条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安定した生活を営むことができるようにするため、障害者のための住宅を確保し、及び障害者の日常生活に適するような住宅の整備を促進するよう必要な施策を講じなければならない。

（防災に関する合理的配慮等）

第17条 市は、障害のある人に対する災害時の安全を確保するため、障害のある人及びその家族に配慮した防災に関する計画を策定するとともに、防災に関する事業を推進するに当たっては、障害に応じた必要な措置を講ずるものとする。

【趣 旨】

本条は、防災に関する合理的配慮等について規定したものである。

【解 説】

「防災に関する計画」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条及び第42条の規定に基づき作成される市町村地域防災計画をはじめとして、本市にて防災対策を定めるものをいう。

障害の特性から、緊急時の放送が聞き取れないことや大勢の人がいる場所での生活が困難で、避難所での生活に不安を感じるなどがある。したがって、災害時においても障害のある人に対して、その障害の特性に応じた合理的配慮を提供することは重要であり、排除されることのない防災体制を実現する必要がある。

具体的な方策としては、公共施設の安全性や利便性の確保、災害時の情報伝達システムの整備、避難行動要支援者名簿の作成などが挙げられる。合理的配慮の具体例としては、災害時に列に並んで順番を待つことが難しいときに、列から外れて順番を待てるようにすることなどが挙げられる。

本文中では、「障害のある人及びその家族に配慮」とあるように、障害のある人だけでなく、その家族に対する配慮も求めている。

【参考条文】

障害者基本法

（防災及び防犯）

第26条 国及び地方公共団体は、障害者が地域社会において安全にかつ安心して生活を営むことができるようにするため、障害者の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて、防災及び防犯に関し必要な施策を講じなければならない。

第4章 相互理解の促進 (第18条)

(相互理解の促進)

第18条 市は、市民及び事業者が障害及び障害のある人に対する理解を深め、共に生き、支え合うまちとなるよう、啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 障害のある人もない人も、地域社会の一員として、相互に理解を深め、共に暮らしやすいまちをつくるよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、障害のある人にとってもない人にとっても共に暮らしやすいまちをつくるため、必要な相互理解の促進について規定したものである。

【解 説】

第1項では、障害及び障害のある人について、市民及び事業者が理解を深めるため、啓発活動などを市が行うことで、相互に理解し合うことを促すことを定めている。

第2項では、共生社会を形成していくために、障害のある人もない人も相互に理解を深めることの重要性を定めている。

共に暮らしやすいまちをつくるためには、地域社会において多様な学びの場や機会をつくって相互理解の促進を図ることや、町会、自治会などの地域活動、ボランティア・NPO活動、住民主体の多様なサロン活動・居場所づくり、などの多様な参加の場づくりや互助活動の推進を通して相互理解を深めるなど、地域における共生社会の形成に向けた努力の継続が必要であると考えられる。

【参考条文】

障害者差別解消法

(啓発活動)

第15条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

第5章 差別に対する相談体制（第19条～第23条）

（相談、助言等）

第19条 障害のある人及びその関係者は、市又は市が委託する相談機関等（以下「委託相談機関等」という。）に対し、差別に関する相談（以下「特定相談」という。）をすることができる。

2 委託相談機関等は、特定相談を受けたときは、速やかに相談内容を市に報告するものとする。

3 市は、特定相談又は前項の規定による報告を受けたときは、必要に応じて次の各号に掲げる事項を行うものとする。

(1) 特定相談に係る関係者への事実の確認及び調査を行うこと。

(2) 特定相談に係る関係者に必要な助言及び情報提供を行うこと。

(3) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。

(4) 関係行政機関への紹介を行うこと。

4 特定相談に係る関係者は、正当な理由がある場合を除き、前項各号に掲げる事項に関して協力しなければならない。

【趣 旨】

本条例第4条第1項で、市の責務として「差別を解消するための施策を実施しなければならない」と定めていることから、市として障害を理由とする差別に関する相談を受けることを定めた条文である。

【解 説】

○第1項

「障害のある人及びその関係者」は、市又は市の委託相談機関等に対し、障害を理由とする差別に関する相談をすることができる。本項に基づく相談を「特定相談」という。

「その関係者」とは、後見人や保護者、家族はもちろんのこと、親しい隣人、友人、勤務先の同僚などのように日常生活又は社会生活において当該障害のある人とかかわりのある者のほか、事業者も含まれている。

「委託相談機関等」とは、具体的には以下の3つの機関である。

・福祉ホットライン

立川市柴崎町2-10-16

- ・地域活動支援センター 連 立川市高松町 1-17-20
- ・地域活動支援センター たあふく 立川市富士見町 2-36-47

○第3項

第3項各号の「関係者」とは、差別を受けたとされる障害のある人、その家族、差別をしたとされる者など相談があったことなどの事実を知り得る者をいう。「関係者間の調整」とは、市が相手方に対し問題となった事柄や障害のある人の置かれた状況などを説明して、相手方と障害のある人との関係を整えることなどを指す。

○第4項

特定相談に関わる関係者は、正当な理由がある場合を除き、第3項に定める事実の確認及び調査等に協力しなければならない。「正当な理由がある場合」とは、法律上又は契約上の守秘義務や、災害、入院、長期不在など、法的あるいは物理的に事実確認の対応や市の助言等を受けることができないような場合を指す。

なお、相談体制の中で、本市は基幹相談支援センターの設置を検討している。

【参考条文】

障害者差別解消法

(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第14条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう人材の育成及び確保のための措置その他の必要な体制の整備を図るものとする。

(あっせんの申立て)

第20条 障害のある人は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、特定相談に係る事案（以下「当該事案」という。）を解決するため、必要なあっせんの申立てをすることができる。

2 障害のある人の家族、後見人その他の障害のある人と深くかかわり合いがある者は、市長に対し、市又は事業者を相手方として、あっせんの申立てをすることができる。ただし、当該障害のある人本人の意思に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

3 あっせんの申立ては、前条第3項各号に掲げる事項を行った後でなければすることができない。ただし、あっせんの申立てをすることについて緊急の必要性があると市長が認める場合は、この限りでない。

4 あっせんの申立ては、当該事案が次の各号のいずれかに該当する場合は、することができない。

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）その他の法令に基づく不服申立ての申立てをすることができる事案であって、行政庁の行う処分を取消し、撤廃又は変更を求めるものであるとき。

(2) 申立ての原因となる事実のあった日（継続する行為にあつては、その行為の終了した日）から3年を経過しているものであるとき（その間に申立てをしなかったことにつき正当な理由がある場合を除く。）。

(3) 現に犯罪の捜査の対象となっているものであるとき。

(4) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するとき。

【趣 旨】

特定相談を受け、相談員が助言等を行った結果、当事者間で合意が得られなかった場合に申し立てることができる「あっせん」手続きについて定めた条文である。

【解 説】

○第1項

特定相談に対し、市が相談者と相手方との間で調整等を行った結果、相談者の納得の行く結論とならなかった場合は、あっせんの申立てをすることができる。

「あっせん」とは、特定の問題をもっている複数の当事者の間をとりもって、対

象事案の内容を精査した上で、公正中立な立場から当事者が納得いく解決を目指すことをいう。なお、あっせんの申立ての対象は「市」又は「事業者」となっており、この「事業者」には、市内にある行政機関等も含まれる。

○第2項

障害のある人のほか、市長に対するあっせんの申立てができる者について規定している。「後見人」は、「成年後見人」、「未成年後見人」のみならず「保佐人」、「補助人」を含む。「障害のある人と深くかかわり合いがある者」とは、障害のある人の日常生活において、外出や各種手続き、相談等の支援を日頃から行っている家族や支援者を指す。

第19条に規定された「特定相談」と異なり、「あっせんの申立て」は、第22条第2項に規定された「公表」という不利益処分につながる手続きであるため、申立てのできる者を障害のある人本人のほか、「深くかかわり合いがある者」としている。

ただし、これらの者は、特定相談の直接の当事者ではないことから、当事者である障害のある人本人の意に反することが明らかである場合は、あっせんの申立てをすることができない。

○第3項

本条例は、相談者と相手方が対話を通じて理解し合うことによって、差別が解消されることを基本としている。このため、原則としてあっせん申立てを行う前に、第19条第3項各号に定める対応を経ることを求めている。

ただし、第19条第3項各号の対応を経ているとは差別の本質的な解決にならないような緊急の必要性があると市長が認める場合は、例外的に最初からあっせんの申立てを行うことができる。

○第4項

申立ての内容が、行政不服審査法その他の法令に基づく不服申立ての手続きをすることができる行政庁の処分に対するものである場合は、同法に基づく審査請求手続きの中で権利救済が図られるべきことから、あっせんの申立てをすることができない。

申立ての原因となる事実のあった日（継続性のあるものは、終了日）から3年を経過した場合は、事実関係を確認することが難しいため、申立てをすることはできない。

現に犯罪の捜査の対象となっているものは、捜査への影響や被害者等に危害が及

ぶおそれがあるため、申立てをすることはできない。

また、令和4年の改正により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に規定する障害者に対する差別の禁止に該当するときは、申立てをすることができないものとした。これは、同法に基づく手続きの中で権利救済が図られるのが相当であると考えられたためである。

【参考条文】

民法

（不法行為による損害賠償請求権の消滅時効）

第724条 不法行為による損害賠償の請求権は、次に掲げる場合には、時効によって消滅する。

- (1) 被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないとき。
- (2) 不法行為の時から20年間行使しないとき。

（あっせん）

第21条 市長は、前条第1項又は第2項に規定する申立てがあったときは、第23条第1項に規定する立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会（以下この条において「協議会」という。）に対し、あっせんを行うことの適否について諮問するものとする。

2 協議会は、前項に規定するあっせんを行うことの適否を判断するため、必要があると認めるときは、当該事案に係る関係者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 市長は、協議会があっせんを行うことが相当であると答申した場合には、当該事案につき、あっせんを行う。

【趣 旨】

本条は、差別に該当すると思われる事案を解決するために必要なあっせんに該当する規定である。

【解 説】

○第1項

差別に該当すると思われる事案を解決するために必要なあっせんの申立てがあった際に、あっせんを行うか否かを判断するのにあたり、市長から立川市障害を理由

とする差別解消推進まちづくり協議会へ諮問することになる。

○第2項

協議会は、あっせんを行うか否かを判断するのにあたり、障害のある人及び関係者に対して、説明若しくは意見を聴き、資料の提出を求めることができる。

なお、あっせんの申立てがあったときは、事案解決の専門性と迅速性を確保するため、協議会に「あっせん部会」を設置し、当該事案について調査・審議を行い、その検討結果を協議会に報告するものとする。あっせん部会の細則については、規則で定める。

○第3項

第3項の規定により、あっせんを行うことが相当であると協議会が答申したときは、市長はあっせんを行うことになる。

(勧告及び公表)

第22条 市長は、前条第3項の規定によりあっせんを行った場合において、当該事案につき差別をしたと認められる者が正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

【解説】

○第1項

市長は、前条第3項のあっせんを行った場合において、正当な理由なく当該あっせんに従わないときは、当該あっせんに従うよう勧告することができる。「正当な理由なく」とは、災害や長期入院など、差別をしたと認められる者が、あっせん（勧告）に従うことのできないやむを得ない事情がある場合を指す。市長の勧告は差別をしたと認められる者によって尊重されるべきものであるが、それはあくまで勧告たるにとどまり、法的な強制力はない。

○第2項・第3項

市長は、第1項に基づく勧告を受けた者が、正当な理由なく勧告に従わない場合は、勧告の相手方が条例第6条に定める「差別の禁止」に反するものと認め、その

旨を公表する。

この手続により、氏名（法人の場合は法人名）とともに障害を理由とする差別を行った者であることが公表されることから、公表の相手方にとって大きな不利益を伴うことになる恐れが高い。このため、第2項に基づく「公表」は、「行政庁が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分」であるため、立川市行政手続条例第2条第6号に定める「不利益処分」と考えられる。公表する際には、立川市行政手続条例第3章「不利益処分」の定めに従い、あらかじめ意見を聴取する機会を設けることにした。

なお、第2項に基づく公表は、立川市行政手続条例第13条第1項第1号（聴聞手続きの対象）のいずれにも該当しないことから、同項第2号に定める「弁明の機会」を付与する。

【参考条文】

障害者差別解消法

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるときは、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

※障害者差別解消法第8条は、事業者における障害を理由とする差別の禁止について規定している。

立川市行政手続条例

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)～(5) (略)

(6) 不利益処分 市長等が条例等に基づき、特定の者を名宛人として、直接にこれに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。ただし、次の一に該当するものを除く。

ア 事実上の行為及び事実上の行為をするに当たりその範囲、時期等を明らかにするために条例等において必要とされている手続としての処分

イ 申請により求められた許認可等を拒否する処分その他申請に基づき当該申請をした者を名宛人としてされる処分

ウ 名宛人となるべき者の同意の下にすることとされている処分

エ 許認可等の効力を失わせる処分であって、当該許認可等の基礎となった事実が消滅した旨の届出があったことを理由としてされるもの

(7)～(9) (略)

(不利益処分をしようとする場合の手続)

第13条 市長等は、不利益処分をしようとする場合には、次の各号に掲げる区分に従い、この章の定めるところにより、当該不利益処分の名宛人となるべき者について、当該各号に定める意見陳述のための手続を執らなければならない。

(1) 次の一に該当するとき 聴聞

ア 許認可等を取り消す不利益処分をしようとするとき。

イ アに規定するもののほか、名宛人の資格又は地位を直接に剥奪する不利益処分をしようとするとき。

ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合であって市長等が相当と認めるとき。

(2) 前号アからウまでに該当しないとき 弁明の機会の付与

2 (略)

(協議会の設置)

第23条 差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、市長の附属機関として、立川市障害を理由とする差別解消推進まちづくり協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 市長から諮問のあった当該事案の調査及び審議に関すること。
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。）第18条に規定する協議会の事務等に関すること。

3 協議会は、委員20人以内をもって組織する。

4 委員は、障害者差別解消法第17条第1項に規定する関係機関及び次の各号のいずれかに該当する者のうちから市長が任命する。

- (1) 障害者差別解消法第17条第2項各号に掲げる者
- (2) 障害のある人の権利擁護に関する優れた識見を有する者

5 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

【解説】

本条は、あっせんの申立てがあったときに、市長の諮問に応じ、あっせんを行うことの適否の判断を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき附属機関を設置する規定である。

また、この協議会は、障害者差別解消法第17条に規定する障害者差別解消支援地域協議会としての役割を兼ねるものとする。このため、協議会の構成員は議事の内容に関し、秘密保持義務を負う。（障害者差別解消法第19条）

協議会は、障害を理由とする差別に関する地域課題について検討し、政策提言を行うほか、条例の施行状況を検討する目的も有する。

【参考条文】

地方自治法

(委員会・委員及び附属機関の設置)

第138条の4 (略)

2 (略)

3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

障害者差別解消法

(障害者差別解消支援地域協議会)

第17条 国及び地方公共団体の機関であつて、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第2項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者
(協議会の事務等)

第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。

2 (略)

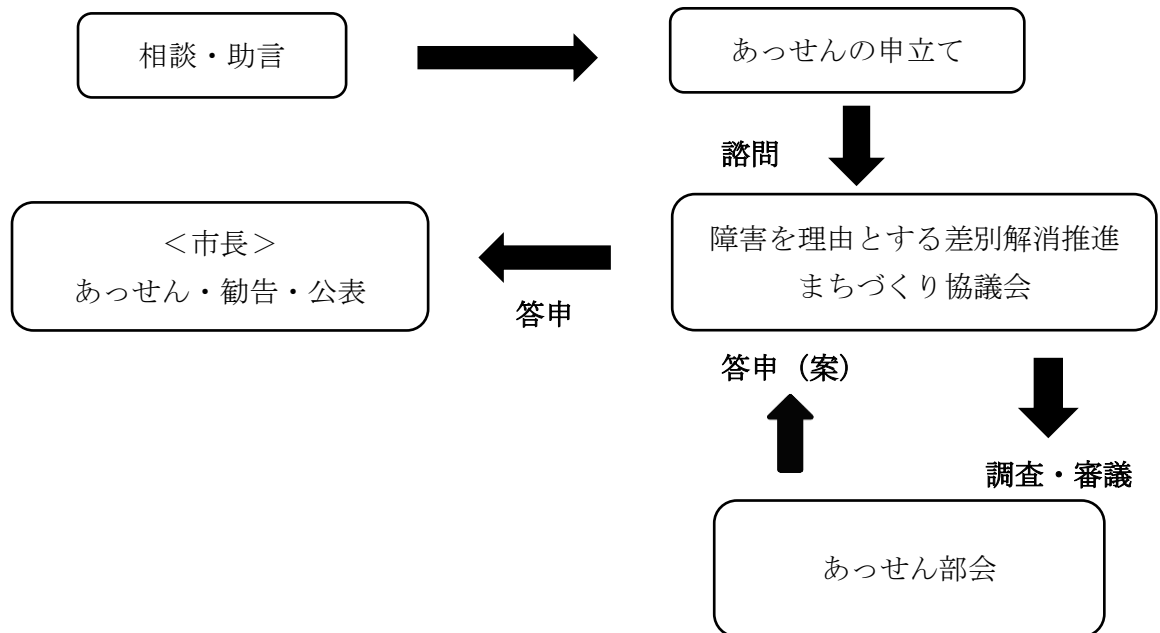
3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。

4及び5 (略)

(秘密保持義務)

第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

差別に関する事案への対応の流れ



第6章 雑則 (第24条)

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 市長は、障害のある人に係る法制度の動向を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。